

給料が少なく  
生活できない



親の介護で  
働けない



新型コロナで  
収入が減った



ケガをして  
働けない



# 生活保護の申請は国民の権利です。

新型コロナで  
仕事が見つからない



アパートを  
追い出されて  
住む所がない



年金では  
暮らせない



持病が  
悪化して  
働けない



お困りの場合は、松本市役所生活福祉課へ  
ご相談ください

松本市 生活保護



健康福祉部生活福祉課 ☎0263-34-3211

相談時間 月～金（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分